

令和7年3月25日
人事委員会事務局調査課

横浜市人事委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の
一部改正について

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の改正（令和7年4月1日施行）に伴い、法第2条に項ずれが生じるため、当該条文を引用している規則の一部を改正しました。

2 改正した規則

横浜市人事委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

3 意見公募手続

法改正に伴い必要とされる規定の整理のため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号アの規定により、意見公募手続は行いませんでした。

4 公布・施行日

(1) 公布日

令和7年3月25日

(2) 施行日

令和7年4月1日